

# みやづ

## 議会だより

平成20年  
8月5日発行

# No.50

発行 / 宮津市議会  
編集 / 議会情報化等特別委員会  
TEL 0772 22 2121(代)  
<http://www.city.miyazu.kyoto.jp>

意見書	一般質問	六月定例会のうごき	市議会の新しい構成
11	6	4	2

特色ある学校づくりシリーズ  
府中小学校



天橋立クリーン作戦

# 宮津市議会の 新しい構成

六月定例会において、正副議長の選挙、議会運営委員・常任委員・特別委員の選任及び正副委員長との互選を行いました。

## 正副議長

(平成二十年六月二十六日付)

議長 安達 稔



副議長 大森 秀朗



## 正副委員長

(平成二十年七月十九日付)

### 議会運営委員会

委員長 橋本 俊次  
副委員長 下野 正憲

### 常任委員会

### 総務委員会

委員長 吉田 透  
副委員長 長林 三代

### 厚生文教委員会

委員長 加畑 徹  
副委員長 松本 隆

### 産業建設委員会

委員長 馬谷 和男  
副委員長 木内 利明

## 特別委員会

### 議会情報化等特別委員会

委員長 松本 隆  
副委員長 吉田 透

### 地域整備促進特別委員会

委員長 下野 正憲  
副委員長 松浦 登美義

## 議会推薦

### 農業委員会委員 (平成二十年七月二十日付)

宇都宮 和子・谷口 喜弘  
松浦 登美義

## 関係機関の議会議員

### 丹後地区広域市町村圏事務組合議会議員 (平成二十年六月二十六日付)

安達 稔・大森 秀朗

### 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員 (平成二十年六月二十六日付)

安達 稔

# 議会の構成

特別委員会		常任委員会			議会運営委員会	委員会名
特別委員会	地域整備促進	議会情報化等 特別委員会	産業建設委員会	厚生文教委員会		
橋本 俊次	下野 正憲 宇都宮 和子 松原 護	松本 隆 長林 三代 北仲 篤	馬谷 和男 谷口 喜弘 大森 秀朗	加畑 徹 宇都宮 和子 下野 正憲	吉田 透 平野 亮 徳本 良孝	橋本 俊次 馬谷 和男 松本 隆 徳本 良孝
徳本 良孝	松浦登美義 木内 利明	吉田 透 平野 亮 加畑 徹	木内 利明 松原 護 橋本 俊次	松本 隆 北仲 篤 安達 稔	長林 三代 松浦登美義 小田 彰彦	下野 正憲 平野 亮 松原 護
事項	・地域高規格道路、大手川等改修対策に関する事項	・議会広報の編集・発行及び調査・研究に関する事項	・産業振興室、建設室、上下水道室及び農業委員会の所管に属する事項	・環境保健室、福祉室及び教育委員会の所管に属する事項	・総務室、企画財政室、地域振興室、市民室及び出納管理室の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	・本会議の運営について ・次期議会の日程について
						委員長 副委員長
						所管事項

# 6月定例会のつぎ

六月定例会は、二日から二十六日までの二十五日間開催されました。

内容は、人事案件一件（人権擁護委員候補者の推薦）、条例制定一件（由良診療所条例）、条例改正四件（手数料条例など）、補正予算一件（一般会計）が提案され、いずれも原案のとおり可決・同意されました。

一般質問は、九日、十日の二日間にわたり、十一人が質問に立ち、天橋立世界遺産登録、地域力向上、学校等再編、税務の共同化、学校・木造住宅等の耐震化促進など多岐にわたり理事者の考えをただしました。

なお、今定例会の傍聴者は二十五人でした。

## 平成20年度 6月 補正予算・条例改正等審査Q & A

6月13日、各常任委員会において、平成20年度6月補正予算及び条例改正等について審査を行いました。その概要は次のとおりです。

**意見**：委員会として市に対して出した意見

**経過意見**：審査の過程で委員から出た意見

### 6月補正予算 補正総額 5,520万円

#### 主な内容

一般会計

#### 環境文化力の向上

（新）木質バイオマス活用ビジョンの策定に

500万円

#### 観光を基軸とした産業振興

水路・農道等の追加整備に

1,000万円

#### 教育と人材育成

移動図書館車の更新に

1,062万円

#### 健康増進と福祉の推進

由良診療所の追加整備に

2,250万円

#### 協働と市役所改革

地上デジタル放送共同受信施設の改修支援に

160万円

### 総務委員会

#### 条例改正

#### 宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

非常勤消防団員等損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、配偶者以外の扶養親族に係る補償基礎額の加算額を改めるもの。平成二十年四月一日以降に生じた損害補償等にさかのぼり適用するもの。  
Q 損害補償等の適用をさかのぼって受ける者はいるのか？

A 今のところ該当者はいない。

#### 宮津市手数料条例の一部改正

個人情報保護の観点から戸籍法が改正されたことに伴い、本条例中の戸籍謄抄本等の交付請求の根拠条項を改めるもの。

#### 老人医療費の支給に関する条例の一部改正

厚生労働省告示の基となる根拠法令を引用する規定に改めるもの。

### 補正予算

#### 一般会計

由良診療所整備に係る市債（借金）について

Q 地方交付税の算入措置はあるのか？

A 元利償還金に対する地方交付税措置はあるが、算入率は二二・五％と低くなっている。

地上デジタル放送共同受信施設の改修支援に

160万円

Q 改修予定であるテレビ共同受信施設二十三組合のうち、今年度は六組合が改修することになっているが、残り十七組合への対応は？

A 地上デジタル放送への完全切り替えが、平成二十三年七月ととなっているので、二十一年度と二十二年度の二カ年で改修してもらいたいと思っている。また、自主共聴施設の組合は、単年度の国庫補助金が市全体で百万円以上にならないと補助対象にならないので、できるだけ二十一年度か二十二年度のどちらかで、ま

とまって改修してもらおうよ  
う組合に呼び掛けていきたい。

## 厚生文教委員会

### 条例制定及び改正

#### 宮津市由良診療所条例の制定

**Q** 指定管理の契約期間は？  
**A** 初期の指定期間は五年とし、その後は更新する。

**Q** 指定管理者制度は、赤字が出れば市が補てんするのが基本だと思うが、今回はどうか？  
**A** 基本的には赤字補てんはないが、医療機器等に高額な費用負担が生じると思われるため、支援策を検討したい。

**Q** 診療業務まで規定する必要はあるのか？  
**A** 公設の建物としての管理のことを規定しており、診療は医師の裁量で行ってもらう。

#### 経過意見

無医地区の解消ができたことは喜ばしく思っている。医師との取り決め等調整を図られ、早期開設と安定した運営を望む。



由良診療所イメージ図

#### 宮津市休日応急診療所条例の一部改正

厚生労働省告示の基となる根拠法令を引用する規定に改めるもの。

### 補正予算

#### 一般会計

木質バイオマス活用ビジョンの策定に

500万円

**Q** 木質バイオマス調査の内容は？  
**A** 木質バイオマスは、本市の最大の自然エネルギーであ

り、その活用を図るための事業の採算性、実施方法を調査する。

**Q** ビジョン策定のスケジュールは？  
**A** 策定委員会を四回開催する予定で、来年二月末までには策定したい。

**Q** 委託先の選定方法は？  
**A** 提案内容と金額面の総合評価で決定したい。

#### 由良診療所の整備に

2250万円

**Q** CTの導入は医師の意向か？  
**A** CTは脳疾患などの発見率が高く、自分の技術を最大限生かした医療をしたいとの医師の意向を受け、市としても病診連携を図る必要があると考え、導入することとした。

**Q** 市内業者も入札に参加する  
のか？  
**A** 市内業者も入れて入札したい。

#### 移動図書館車の購入に

1062万円

**Q** 整備箇所三十四地区四十九カ所の内訳は？  
**A** 井堰等取水の改修七カ所、用排水路の改修三十一路線、農道の改修十一路線、府中以北が十九カ所、宮津、上宮津、栗田、由良が三十カ所。緊急性の高いものから優先的に整備する。

## 産業建設委員会

### 補正予算

#### 一般会計

#### 水路・農道等の整備に

1000万円

地元からの要望に基づき、早期の改修が必要な水路・農道等の改修費用を追加計上。

**Q** 整備箇所三十四地区四十九カ所の内訳は？  
**A** 井堰等取水の改修七カ所、用排水路の改修三十一路線、農道の改修十一路線、府中以北が十九カ所、宮津、上宮津、栗田、由良が三十カ所。緊急性の高いものから優先的に整備する。



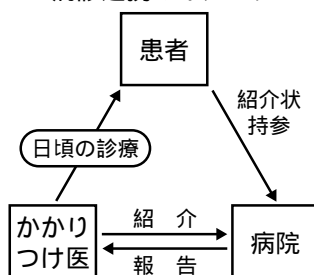
移動図書館車

### 用語解説

病診連携とは…？

地域医療等において、核となる病院と地域内の診療所が行う連携のこと。必要に応じ、かかりつけ医が患者を専門医や医療設備の充実した核となる病院に紹介し、その後、病院で治療や検査が行われ、病状が安定し、通院治療が可能になれば、再びかかりつけ医が診察にあたるしくみのこと。

#### 病診連携のイメージ



### 5月臨時会のつぎ

五月臨時会は、五月二十三日、一日間の会期で開催されました。

内容は、補正予算二件（土地建物造成事業特別会計、老人保健医療特別会計）と専決処分五件（国民健康保険税条例の一部改正など）が提案され、いずれも原案のとおり可決・承認されました。

# 一 般 質 問

## 市政に対する質問・提言 ここが聞きたい!!

6月定例会では、11人の議員が一般質問を行いました。各議員の質問と理事者の答弁の概要は次のとおりです。

### 天橋立世界遺産登録へ向け さらなる努力を

蒼風会 加畑 徹

#### 答弁要旨 市民と行政の連動を重視し全力をあげる

**質問** 天橋立を世界遺産に登録する運動は、宮津市の活性化に必要であると考え、五月末の某新聞には、世界遺産登録を目指すの無駄な努力であり、福祉などにお金をかけるべきだという悲観的な記事が掲載された。改めて市の考え方を問う。特に、この暫定リストに載るかどうかという山場を

迎える夏までの、短期的なスケジュールを伺う。また、市役所内の既存の組織は旧来のピラミッド型組織であつて、外からの攻撃には強いが、現在の急激な情勢変化に対応した対策を打ち出すことは難しいので、ネットワーク型の新しい組織が必要であると考えるがどうか。

**答弁** 現在、全国から三十二の案件が申請されており、文化庁中央文化審議会世界遺産特別委員会で審査されている。天橋立は何度かの切断の危機を、住民全体の努力で乗り切ってきた。今回の活動も市民から声援を受け、「天橋立を世界遺産にする会」などの市民運動や、真近には「ハンド・イン・ハンド天橋立」の成功に向けて機運が盛り上がっている。また、市民運動では「天橋立を世界遺産にする会」が、行政では宮津市が中心となつて、宮津与謝全体が強く連動していくことが重要である。企画財政室を中心に関係する各



HAND in HAND 天橋立

室が連携してあたっている。いずれにしても、登録への第一ステップとなるこの夏に向け、全力をあげていく。

### 市政を運営する

### 市長の権限と責任を問う

日本共産党 馬谷 和男

#### 答弁要旨 権限事務の最終的責任は市長にあると認識

**質問** 最近、政策の失政についてその責任と権限を回避し、あいまいにする首長が少なからず見受けられる。そこで次の点を伺う。

市長は権限と責任をどのように理解されているのか 議会での各担当の答弁の責任は誰が取るのか 担当者の権限と責任はどこまであるのか 予算執行の権限と責任は

誰にあるのか 「丹後地区土地開発公社」及び「第三セクター」と市長の関係は 前市政の引き継ぎと、その責任についての見解は。

**答弁** から までは、地方自治法にその基本とすべき事項が規定されており、市長の権限に属する事務の最終的な責任の所在は、市長に帰属するものと認識している

「丹後地区土地開発公社」の理事長は宮津市長であり、同公社と宮津市が契約締結する際は、副市長が市の契約者となる。また、第三セクター「(株)まちづくり推進機構」は副市長が取締役 前市政との関係は、交代によってそのまま引き継がれるべきというものではないと認識している。

#### 火災警報器の設置について

**質問** 消防法の改正により火災警報器の設置が義務付けられるが、現状と社会的弱者への対策を伺う。

**答弁** 設置状況は、届出義務がな



宮津市議会議場

いので把握できていないが、設置の啓発に努める。高齢者等には、現行の支援制度で対応していく。

# 学校の耐震化促進を

公明党 松浦 登美義

## 答弁要旨 今後五年間の耐震化計画を策定

【質問】 中国四川省で大地震が発生し、学校倒壊により多くの子どもたちが犠牲になった。わが国においても、未来を担う大切な子どもたちが、一日の大半を学校で過ごす。安全・安心な学校で、思う存分、勉学に励める環境をつくることは責務であり、子どもたちが不安を抱くことのないよう、学校の耐震化促進が急務である。本市の耐震診断実施率は、平成十九年四月で、七八・九%、耐震化率は五六・四%であ

る。また、学校は、災害時の避難所でもあり、平成十六年の台風23号の経験を活かし、防災機能を持った整備も必要である。先般、国会では公立の小中学校の耐震化を大きく推進するための地震防災対策特別措置法改正案が可決され、地方財政負担は現行の三割強から一三・三%と半分以下に圧縮できる。早期の耐震化対策が必要であると考えるがどうか。

【答弁】 本市の小中学校（八校）、中学校（四校）十二校の建物の棟数は三十九棟あるが、耐震診断の結果、「補強が必要な校舎」等は十七棟ある。そのうち、平成十九年十二月完成の由良小学校屋内運動場と宮津中学校屋内運動場の本年中の完成により、耐震化率は六一・五%となる。財政再建の途上で非常に厳しい状況にあるが、今後五年間の耐震化計画を策定すべく検討している。また、災害時の避難所でもあることから、小学校五校に毛布等の防災備品を配備している。

### その他の質問

・「個人情報保護に関する基本方針」改正に伴う取り組みについて

# 専決処分に対する姿勢を問う

社民党 平野 亮

## 答弁要旨 今後とも慎重かつ適切に扱う

【質問】 ガソリン税の暫定税率の復活を求めて開かれた国会で税制改正五法案も合わせて強行採決された。この法案には、年金から市民税を天引きする内容もあり、市民生活にも影響がある。市長は、強行採決された税制改正を専決処分したとして、先の臨時市会で承認を求めた。地方自治法は、「特に緊急を要するため議会を招集することができないとき」等の条件を付して「専決処分」することを認めている。これは、議会の議論を保障したものである。今回の税制改正の多くは今後の議会で十分議論ができるもので、議会軽視で地方自治法上適正か問題を残す。市の例規審査委員会はどんな審議をしたのか。法をどう解釈しているのか。見解を問う。

【答弁】 今回の市税条例の改正は、四月三十日を含め四つの期日があるが、上位法の地方税法に伴うものであり、これと同様にしておきたいこと、また、これを分割するには、時間的な制約があることから、例規審査委員会で審査の上、従来の経緯も踏まえ専決した。地方自治法の改正趣旨は、専決処分の一層の厳格性を求めたものと理解して

おり、今後とも法の趣旨を踏まえ、慎重かつ適切に判断したい。市民税の年金控除については、後期高齢者医療のような混乱が、国民の間に起きないよう、国に対して十分な周知を求めているとともに、市としても広報誌等で周知し理解を求めたい。



市民室窓口



耐震化された由良小学校屋内運動場の天井

## 宮津市地域

# 新エネルギービジョンについて

創成会 北仲 篤

### 答弁要旨 実現可能なものから取り組む

【質問】 京都議定書の重要な節目となる二〇三〇年に向け、地域温暖化防止の具体的な行動計画が活発に議論されている。この二十一年間で地球の将来が決まるといっても、世界的な共通認識になりつつある。温暖化による海面上昇で天橋立が沈むことだけを考えても、宮津市も具体的な環境施策を打ち出す必要があると考える。この観点から、宮津市地域新エネルギービジョンにおいて、木質バイオマスエネルギー活用を重点戦略とされたことは、具体的な行動の第一歩として評価できる。そこで、宮津市地域新エネルギービジョンと木質バイオマスエネルギー活用について基本的な考え方を伺う。

【答弁】 本市では、平成十二年度に「宮津市地域省エネルギービジョン」を策定し、省エネルギー推進に取り組んできた。さらにエネルギー自体を環境負荷の少ないものに変換していくため、森林・海洋・農業などから得られるバイオマス資源や、風力・太陽光などの新エネルギーの活用と導入の基本方針を定めた「宮津市地域新エネルギービジョン」をこのたび策定した。これに基づき、市民や関係団体と連携・協働

しながら、実現可能なものから取り組んでいく。本市総面積の七九%を森林が占めることから、「森のバイオマス構想」を重点プロジェクトの一つに位置付けている。



森林保全作業の様子

## 地域力低下に

# 歯止めをかける施策を問う

宮津新生会 徳本 良孝

### 答弁要旨 景気対策会議を立ち上げ具体的な施策を実施

【質問】 この十年間に多くの企業が倒産や廃業し地域の経済活動が成り立たない、事実上の破綻状態にあると考える。新財政健全化法のもと市の財政も厳しいが、現状は非常事態と考えており、景気の底上げに期する施策により地域力の低下に歯止めをかけるべきと考えらる。短期施策として市発注の公共事業は地域の多くの事業者を受注の機会を与えるべきと考えるが市長の見解を問う。中長期施策として観光振興や世界遺産登録も大切だが、現状を考えると、地域産業の基礎となる農林水産業に力点を置き、職業として成り立つようにすべきである。第一次産業に元気がなければ地域の発展はないと考えるが市長の見解を問う。

【答弁】 本市の現下の地域経済を見る時、特に小売業、建設業において極めて深刻な事態となっている。市の財政状況も非常に厳しいが、四月末に「宮津市景気対策会議」を立ち上げ、様々な角度からより具体的な対策を検討しているところである。短期的なものとして、指摘の公共工事等もできる限り市内業者に受注機会を提供できるように調整を進めている。提案の分離・



大手川改修工事の様子

分割発注についてもできる限り対応する。また、大手川改修事業も可能な限り京都府の委託を受け、市の発注工事としたい。第一次産業の振興については、付加価値の高い農林水産物をつくり育て、地産地消や観光消費につなげる仕組みをつくっていききたい。



# 若者就農支援で

## 安心して暮らせるように

日本共産党 長林三代

**答弁要旨** 農業所得の向上と若者の就農・定住に努める

**質問** 穀物在庫率一四・七％と世界的食糧危機が問題となっている。その原因は、第一に新興国・途上国の食料需要の増大、第二にバイオ燃料として穀物の需要増大、第三に気候変動の影響、第四に投機マネーによる穀物の高騰がある。福田首相も「国内の農業改革」を進め「あらゆる努力を払う」と述べ、自民党農政の行き詰まりを示した。市長は食料危機の問題をどのように認識しているのか伺う。

また、農業は国土の保全、水資源の涵養、自然環境や景観の形成、文化の継承など、多面的役割を担っている。過疎高齢化が進み耕作放棄地が増大しているが、真にまちづくりを考えるなら食を中心に農業を盛んにすべきだ。国に減反政策中止を要求し、本市も減反をやめ、自給率向上と農業経営安定のため価格保障と所得補償を提案する。世界は農業再生・農業支援へと動いている。あらゆる農業の担い手に支援し、誰が就農しても安心して暮らせるよう行政が保障するべきではないか伺う。

**答弁** 食料自給率の向上は急務の課題であり、農業振興はますます大切にな

ると考えている。本市においてはソフト・ハード両面から農業・農地を守る支援策を展開しており、高付加価値の農作物や観光との連携で農業所得の向上や、若者の就農・定住に繋がるよう努めていく。

**その他の質問**  
・教育・保育施設の統廃合について

農業の多面的機能の貨幣評価（年間）

洪水防止	3兆4,988億円
水資源かん養	1兆5,170億円
土壌浸食防止	3,318億円
土砂崩壊防止	4,782億円
有機性廃棄物処理	123億円
気候緩和	87億円
保健休養・やすらぎ	2兆3,758億円
合計	8兆2,226億円

（日本学術会議の答申から作成）  
しんぶん赤旗より

# 下水道事業計画の見通しと

## 今後の方向性は

公明党 松本 隆

**答弁要旨** 集合処理地域での浄化槽による水洗化を検討

**質問** 本年、下水道整備計画の見直しを検討されるが、将来の人口推移も見詰め、財政面・環境面で地域に適合する水洗化整備を推進することが望まれるが、その見通しは本市における今後の水洗化事業の方向性として、「浄化槽市町村整備推進事業」が図れないか。

**答弁** 今後の下水道整備を進めるに当たり、厳しい財政状況に加え、人口減少や高齢化の進展による整備効率の低下などの課題があるため、集合処理としていた地域での浄化槽による水洗化を検討している。市町村の設置方式による浄化槽整備は、浄化槽の設置から保守点検、清掃や法定検査の受検等に係る手続を始め、使用者への料金徴収業務の経費等が加わり、相当な財政負担が見込まれるなど、課題も多くある。下水道利用者との負担の公平性に配慮し、現在、実施中の個人設置型浄化槽事業をもとに、維持管理等に係る補助のあり方を含め検討している。



下水道工事の様子

## 子どものヘルメット着用の普及啓発

**質問** 本市の交通安全計画に照らし、幼児・児童の自転車の乗車にヘルメット着用の呼びかけと普及啓発は道交法改正で、十三歳未満のヘルメット着用の努力義務化にあたり、購入補助をしては。

**答弁** 二月に広報誌で啓発記事を掲載し周知している。今後一層の啓発活動に努める。子どもの生命を守る立場の保護者が担う範囲として理解してほしい。

# 地震に強い安全・安心な町づくりを

社民党 木内利明

## 答弁要旨 木造住宅耐震化助成制度創設を予定

**質問** 府が進めている木造住宅耐震化助成制度を活用しては、また景気対策として、リフォーム等も含めた市独自の助成制度を創設しては、公共施設（学校等公共建築物や橋等）の耐震化率及び耐震診断・耐震補強工事の促進の考えは。

**答弁** 次年度以降、国・府の制度を活用した木造住宅耐震化助成制度を創設していく予定。リフォーム等には、府の21世紀住宅リフォーム資金融資制度の活用を促進したい。耐震化率は六割強に止まっている。今後は学校施設を中心に耐震化を進めたい。道路橋については、今後三カ年計画で点検を行い、橋梁長寿命化修繕計画を策定したい。

## 学校等再編について

**質問** 本件は、経営改革といった財政再建と切り離して考えるべきと思うが、今回の再編検討委員会の提言内容も含めて教育長の見解を伺う。

**答弁** 財政効果を第一義に考えてスタートしたものではなく、少子高齢化・過疎化が進む背景の中で、現状から将来展望に立つて、よりよい教育環境を

どのように作っていくかの視点を大切に考え、再編が必要と考えたものである。今後は、市長も言っているように、提言内容を尊重しながら、全地域で説明会を開催し、保護者・地域の方々の意見を聞き、それらを整理・検討し、市としての再編計画を策定し、進めていくものと考えている。



新潟県中越沖地震で倒壊した木造住宅

# 由良川河口の浸食と水路について

宮津新生会 大森秀朗

## 答弁要旨 今後も国・府への要望を継続する

**質問** 昨年の本会議でも取り上げ、部分的な対応があつたが、右岸側の砂州の張り出しにより、河口の流れが左岸に片寄り、護岸が浸食を受けている。その現状をどのようにみているのか。国への要望状況を伺う。また、砂浜の浸食もひどく危険箇所が生じ復元が危ぶまれる。今回、浸食部沖への消波ブロックの投入と砂の移動で対応するようだが、根本的な解決策とは言えないのではないか。

**答弁** 河口の流路が左岸側に片寄っている状況については、早期の解消に向け、再三、国に要望しているが、現時点では、具体的な対応がなされていない状況である。今後、府及び対岸の舞鶴市とも調整をし、対岸の砂州の除去と、その由良海岸への養浜活用を国へ強く要望していく。河口部の護岸の補修は、出水期明けに引き続き実施されると聞いている。海岸の浸食は、2号離岸堤背後の砂浜が著しく、その離岸堤沈下対策として、四月に消波ブロック百三十個による嵩上げがされたが、海水浴シーズンまでの砂浜復元が見込めないことから、河口付近の砂を移動する応急工事が現在進められている。



由良川河口

る。抜本的な対策も模索されている。**義務教育中の携帯電話の所持について**

**答弁** 携帯電話等のトラブルや危険性の周知は、文書やパンフを各家庭に配布するなど、指導の協力を求めている。児童生徒の状況把握と、被・加害者にならないための指導・啓発に努める。

# 高すぎる

## し尿くみ取りの現方式を環保方式に

日本共産党 宇都宮 和子

### 答弁要旨 企業の歴史や経営形態から統合は困難

【質問】現在のし尿くみ取りは、市内四業者によるローテーションで行われ、業者ごとに必要台数を持たなくては支障が出る仕組みである。

与謝野町では、衛生組合だけでなく取り車を持つ方式で、余分な車もなく効率的であり、くみ取り料金も低く抑えられている。下水道普及に伴うし尿の減少に対するの補償は、すでにクリアされており、いつでも組合方式に変

更することに障害はない。老朽化したし尿処理施設改築計画を機に一本化し、組合方式に改めて効率化を図るべきではないか。

【答弁】廃棄物の合理化計画策定の中で、四業者と収集業務の一体制について話し合ったが、それぞれの企業の歴史、経営形態、規模等が異なり、統合は困難とされた。その後も進展はしていない。

### 税務の共同化は住民の視点が欠落

【質問】府が、来年度から導入計画を進めている税務の共同化は、徴収力アップやコスト・効率論が重視され、住民の視点が欠落している。事務が府下共同システムとなるため、個人情報保護に不安が残る。また、職員がかなり減らされるが、住民サービスが低下しないか心配である。

職員には納税相談もあり、顔が見えなくなると「滞納」即「差し押さえ」の不安が残るがどう考えるか。

【答弁】個人情報保護は、罰則を含め保護の徹底が図られる。住民サービスは現行の維持確保に努める。



し尿処理施設

# 意見書

## 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書

採決の結果

否決

議決状況

賛成少数

平成十八年六月に成立した医療制度改革関連法により、本年四月から七十五歳以上の高齢者と六十五歳以上七十五歳未満の障害者を他の保険から切り離した後期高齢者医療制度が実施された。

この制度は、高齢者に新たな負担が生じること、低所得者への配慮に欠けること、他の世代と異なる診療報酬が導入されたことにより、医療内容が低下するなど、受けられる医療が制限されかねない等、様々な問題が明らかになっている。

年齢によって医療を差別することは、「法の下の平等」を規定した憲法第十四条に反し、わずかな年金収入しかない人から保険料を天引きで取り立てることは、「生存権」を保障した憲法第二十五条にも反する。

よって、政府におかれては、高齢者の暮らしと健康維持に重大な影響を及ぼし、過酷な負担で生存権をも脅かすことになる後期高齢者医療制度は廃止し、老人保健制度に戻すことを強く要望する。

# 9月定例会の予定

(会期9月1日～9月29日)

- 8月28日 請願・陳情等締切(午後5時まで)
- 29日 議会運営委員会
- 9月1日 本会議(提案理由説明)
- 8日 本会議(一般質問)
- 9日 本会議(一般質問)
- 11日 本会議(質疑～委員会付託)
- 12日 常任委員会
- 16日 常任委員会
- 19日 議会運営委員会
- 24日 本会議(委員長報告～採択、決算提案理由説明)
- 29日 本会議(決算質疑～委員会付託)



## あ と が き

わたしたち市議会議員は、七月で選挙後二年になりました。選挙でのそれぞれの公約がどこまで実現したのか、チエックする中間年でもありません。市民のみなさんからの厳しい批判とともに、今後、残された二年間のあたたかいかいご支援をお願いします。

中間年にあたり、議会役員も、議長を始め常任委員長等が交代しました。「議会だより」を編集する議会情報化等特別委員会も、次号から新委員の下で「議会だより」が編集されますので、よろしくお願いたします。